

生ごみ電動処理機 購入補助について

▼対象者

①町内に居住し、住民基本台帳に登録されている方

②町内で設置し、維持管理のできる方

③生ごみ電動処理機から排出される堆肥化物を処理できる方

■問い合わせ 環境課

吾北総合支所住民福祉課

■867-12300

本川総合支所住民福祉課

■869-12112

お知らせ

お知らせ

お知らせ

**國民健康保険被保険者の方は
70歳になると自己負担割合が
変わります**

国民健康保険被保険者の方

で、平成26年4月2日以降に

70歳になった方は翌月の1日

(1日が誕生日の方は月の初

日)から、医療機関にかかる

ときの自己負担割合が3割か

ら2割に変わります。(現役

並み所得者を除く。)

対象者には、自己負担割合

が記載された高齢受給者証を

送付します。保険証だけでは

自己負担割合が確認できませ

んので、医療機関で受診され

ときは高齢受給者証と保険

証の両方を提示してください。

①補助金額は購入費の半額

(100円未満切捨)とし、

3万円を上限とします。

②補助金交付決定後30日以内に、町指定販売店で購入してください。

くらしの悩みごと相談所

▼問い合わせ 相談所

人権擁護委員が、地域住民の皆さんの様々な悩みごとの相談をお受けする「くらしの悩みごと相談所」を開催します。相談は無料で秘密は厳守しますので、お気軽に越し下さい。

相談は、基本的におおむね10年を経過し、破損などにより使用できな

い場合が対象となります。

※補助については予算の範囲内によるものとします。

▼日時
12月8日(火)
10時～12時、
13時～16時

(相談受付は15時30分まで)
※事前予約は不要です。

▼会場
高知よさこい咲都合同庁舎
9階会議室
(高知市栄田町2-2-10)

宣言の採択を記念して、採択日(12月10日)を「人権デー」と定め、加盟国に対し、人権擁護活動を推進するための各種行事を実施するよう要請しています。

連合総会において採択されました。国際連合は、世界人権宣言の採択を記念して、採択

日の12月10日を「人権デー」と定め、加盟国に対し、人権擁護活動を推進するための各種行事を実施するよう要請しています。

員連合会は、関係機関などの協力を得て、「人権デー」を最終日とする1週間(12月4日から10日)を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義

弁護士資格・司法書士資格を有する人権擁護委員

高知地方法務局と高知県人権擁護委員連合会では、次とおり12時間電話相談を実施します。相談料は無料で、秘密は厳守します。

▼相談担当者
くらしの法律相談、差別待遇、暴行・虐待、いじめ、DVなど、家庭及び近隣関係などにおける法律・人権問題に関するあらゆる相談

想の普及高揚に努めています。

高知地方法務局では、「特設人権相談所」を開設し、

などの女性に関する人権問題や、児童虐待、いじめ、体罰など子どもに関する人権問題、高齢者や障害者に対する差別や虐待、その他くらしの悩みごとなど、人権に関する

▼問い合わせ
高知地方法務局人権擁護課

■822-13503

12月4日から10日 までは人権週間です

お問い合わせ 四国一斉12時間電話相談

「世界人権宣言」は、基本的にお通の基準として、昭和23年12月10日の第3回

人々とすべての国々とが達成するため、昭和23年12月10日の第3回

連合総会において採択されました。国際連合は、世界人権宣言の採択を記念して、採択

日の12月10日を「人権デー」と定め、加盟国に対し、人権擁護活動を推進するための各種行事を実施するよう要請しています。

員連合会は、関係機関などの協力を得て、「人権デー」を最終日とする1週間(12月4日から10日)を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義

弁護士資格・司法書士資格を有する人権擁護委員

高知地方法務局と高知県人権擁護委員連合会では、次とおり12時間電話相談を実施します。相談料は無料で、秘密は厳守します。

▼日時
12月4日(金)
9時～21時

想の普及高揚に努めています。

高知地方法務局では、「特設人権相談所」を開設し、

などの女性に関する人権問題や、児童虐待、いじめ、体罰など子どもに関する人権問題、高齢者や障害者に対する差別や虐待、その他くらしの悩みごとなど、人権に関する

▼問い合わせ
高知地方法務局人権擁護課

■822-13503

ご相談をお受けします。相談は無料で、秘密は厳守します。

あつたかふれあいセンター伊野内(すこやかセンター伊野内)

▼特設人権相談所

くらしの悩みごと相談所

くらしの悩みごと相談所